

中国による企業対外投資管理弁法（2017 年制定）の改正について

—対外投資管理弁法（修訂意見募集稿）の公表

—年次報告制度の創設等、当局による対外投資の状況のモニタリング、監督管理の強化（対外投資に関する規定の条項の具体化）

—差別的な措置等に対する投資家保護のための対抗措置

2026 年 9 月 8 日

CISTEC 事務局

8 月 21 日、国家発展改革委員会（以下「NDRC」という。）は、対外投資管理弁法（修訂意見募集稿）「以下「意見募集稿」という。」に関する意見募集に関する通知を公表¹した（募集期間は、8 月 21 日から 9 月 20 日まで）。

今般の背景について、NDRC の説明によれば、2017 年 12 月、「企業対外投資管理弁法²」及び一連の関連文書を公布後、近年の対外投資の著しい発展や外部環境の複雑かつ深刻な変化を遂げている中、中国共産党第 20 期中央委員会全体会議における対外投資管理サービス体系の整備や対外投資管理の効果的な実施等³の重要方針が示され、また、本年 6 月に國務院が「対外投資に関する規定」を公布⁴したことを受け、これらを一貫して貫徹、実施するため、「企業対外投資管理弁法」の修訂を行い、意見募集稿を起草・作成したとしている⁵。

今般、現行の企業対外投資管理弁法の意見募集稿として公表されており、今後、意見募集を踏まえ、意見募集稿をさらに修正、改善するとともに、関連文書やよくある質問への

¹ 「关于《对外投资管理办法（修订征求意见稿）》公开征求意见的公告」（中華人民共和国国家発展改革委員会サイト 2026 年 8 月 21 日）<https://yyglxxbsgw.ndrc.gov.cn/htmls/article/article.html?articleId=2c97d16c-9ff00a63-01a0-230bacc4-0001#iframeHeight=810>

² 「《企业境外投资管理办法》 2017 年第 11 号令」（中華人民共和国国家発展和改革委員会サイト 2017 年 12 月 26 日）https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201712/t20171226_960849.html

³ 中国共産党第 20 期 3 中全会コミュニケ全文（新華網 2024 年 7 月 18 日）
<https://jp.xinhuanet.com/20240718/63af1509d22246ee9df323426e9e5113/c.html>

「…よりハイレベルの開放型経済の新体制を確立する必要がある。制度型開放を着実に拡大し、貿易体制の改革を深化させ、外商投資・対外投資管理体制の改革を深化させ、」とある。

中国共産党第 20 期中央委員会第 4 回全体会議コミュニケ（全文）（新華網 2025 年 10 月 23 日）
<https://jp.xinhuanet.com/20251023/8d3ba3b68e8745f98280c98b3e528270/c.html>

「自主的開放を積極的に拡大し、貿易の革新発展を推進し、相互投資・連携の空間を広げ、」とある。

⁴ （CISTEC 解説）中国による対外投資規定の制定について（CISTEC サイト 2026 年 6 月 5 日）
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260605.pdf

⁵ 「关于《对外投资管理办法（修订征求意见稿）》的说明」（中華人民共和国国家発展改革委員会サイト 2026 年 8 月 21 日）
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fyyglxxbs.ndrc.gov.cn%2Ffile-submission%2F20260821144342192361.doc&wdOrigin=BROWSELINK>

回答を並行して作成し、対外投資の発展と安全を制度面からより確実に保障することを目指すとしている。

1. はじめに

意見募集稿は、全 76 条で構成されており、NDRC における説明⁶において、主な改正内容を以下のとおり説明している。

① 対外投資の発展実態に、より適切に対応

近年の対外投資の主体の変化、多様化に対応し、「対外投資に関する規定」と同様に、投資家を明確化し（国内企業、その他の組織及び居住者個人が含まれる⁷）、各種投資家の投資主体の地位をさらに確立し、サービス及び保護措置を整備し、市場の原則に基づき対外投資活動を行うことを支援。

② 対外投資権益のより一層の保護

近年、一部の国（地域）が差別的な措置を講じており、中国側に技術やデータの提供、株式や資産の処分などを要求し、中国側の権益を損なっていることに対応するため、「対外投資に関する規定」における対外投資保護の一連の条項を具体化し、重大な不利益な状況の報告制度を整備し、対外投資情報の年次報告制度を設ける。

③ 海外リスクへの予防・対応を強化

近年、一部の国（地域）では情勢が不安定で政策が頻繁に変化しており、政治・安全保障などのリスクが高まっており、一部の投資家はリスク評価の対応を誤った結果最終的に損失を被っていることに対応するため、「対外投資に関する規定」における対外投資のモニタリング、リスク防止等に関する一連の条項を具体化し、海外再投資報告などの制度を整備するとともに、中国と関係国の外交関係に関わる高額の少数のプロジェクトを対象に、事前作業状況報告制度を設ける。

2. 主な修訂内容

今般の意見募集稿においては、上述の NDRC の説明のように、現行の企業対外投資管理弁法と比較して、対外投資に関する規定における対外投資保護やモニタリング、リスク

⁶ 「关于《对外投资管理办法（修订征求意见稿）》的说明」（中華人民共和国国家發展改革委員会サイト 2026 年 8 月 21 日）<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fyglxbs.ndrc.gov.cn%2Ffile-submission%2F20260821144342192361.doc&wdOrigin=BROWSELINK>

⁷ 対外投資に関する規定第 2 条第 3 項において、「本規定に言う投資者には、中国国内の企業、その他の組織および居住者個人が含まれる。」とされており、意見募集稿第 2 条第 2 項においても同様の規定が置かれている。

【対外投資に関する規定（CISTEC 仮訳）】

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260605.pdf#page=9

防止等に係る条項を具体化し、様々な報告制度の導入や監督管理の権限が強化されている。

【対外投資に関する規定（報告制度及び監督管理に係る関連条文）】

第十条 国は対外投資管理システムを整備し、調整措置を十全にし、全プロセスの監督管理を種類別・等級別に実施し、リスクの予防・管理を強化し、対外投資の科学性、安全性を向上させ、投資の円滑化と効果的なリスク予防の結合を推進する。

第十一条 国务院の投資主管部門、商務主管部門は国务院の他の関係部門と共同で国民経済と社会発展の需要、関係国（地域）の投資環境の変化とリスク程度等に基づいて、対外投資政策を策定、調整および実施し、奨励、制限、禁止する対外投資を明確にし、対外投資の監督管理を強化し、投資者の規範化された投資経営行為を指導、監督する。

第十二条 投資者が対外活動を行う際、法に従って許可・届出、情報報告、越境資金の登記等の手続きを行う必要がある場合、国の関連規定に従って手続きを行い、ありのままに関係資料を提出し、関係主管部門の監督検査に協力しなければならない。

① 報告モニタリング・監督管理の強化等

イ) 対外投資の認可、届出等（第 11 条）

対外投資を行う場合、その内容や中国側の投資額⁸などに基づき、認可・届出などの手続きを履行し、海外再投資報告書などの対外投資情報報告書の提出と、監督・検査の協力義務が課されている。

また、投資家が支配する海外企業その他の組織が資産・権益を投入し、または資金調達・保証等を提供した場合は、当該投資家が（当該支配する海外企業等を通じて）対外投資したものみなされる（第 11 条）。

ロ) 海外再投資報告（第 14 条）

投資家が、その支配下にある海外企業・その他の組織を通じて行う、非センシティブ類⁹の対外投資（支配下にある海外企業・その他の組織を通じて国内に対して行う

⁸ 投資家が直接、あるいはその支配下にある海外企業やその他の組織を通じて投入する通貨、有価証券、現物、技術、データ、知的財産権、株式、債権などの資産・権益、ならびに融資や保証などを提供する総額をいう（第 11 条）。

⁹ センシティブ類の対外投資と対の概念。センシティブ類の対外投資は、センシティブな国・地域と、センシティブな業種などセンシティブな要素に関わるものが含まれる（第 12 条）とされている。

リターン投資も含む）について、当該投資の実施の 20 営業日前までに、オンラインシステムを通じて海外再投資報告書を提出し、関連情報を発展改革部門に通知する必要がある。

現行の企業对外投资管理弁法では、3 億米ドル以上の投資に限定されているが、意見募集稿では投資額にかかわらず、「再投資」行為が報告対象となっている。

ハ) 監督措置（第 17 条）

発展改革部門は、对外投资及びその関連活動が関連する法律・法規及び政策に適合していないことを発見した場合、実情に応じて以下の監督措置のうち一つまたは複数

- ✓ 投資家及び関係当事者に対する監督面談の実施；
- ✓ 投資家及び関係当事者に対する警告書の交付；
- ✓ 是正の命令；
- ✓ 定期報告の命令；
- ✓ 投資計画の調整の命令；
- ✓ 对外投资及びその関連活動の一時停止命令

ニ) 事前作業状況報告制度（第 41 条）

以下のいずれかに該当する对外投资については、投資家は重要な事前作業（※）を開始する 10 営業日前までに、对外投资事前作業状況報告書を提出し、関連情報を発展改革部門に通知する。

- ✓ 中国側の投資額が 1 億米ドル以上であるもの
- ✓ 中国と関係国の外交関係に関わるもの

（※）主に以下のものを含む。

- ✓ 相手国政府に対する投資の確約；
- ✓ 投資協定又は類似の文書の署名；
- ✓ その他、中国と関係国の外交関係に影響を及ぼす可能性のある事前作業

○「センシティブな国・地域」には、以下のものが含まれる：

- （一）わが国と国交を樹立していない国・地域；
- （二）戦争、内乱などが発生している国・地域；
- （三）わが国が締結または参加している国際条約、協定等に基づき、当該国・地域への投資を制限する必要がある国・地域；
- （四）その他のセンシティブな国・地域。

○「センシティブな業種」とは、以下のものが含まれる：

- （一）武器・装備の研究開発、生産、保守；
- （二）国境を越える水資源の開発・利用；
- （三）報道・メディア；
- （四）わが国の法律・法規および関連する規制政策に基づき、对外投资を制限する必要がある業種。

ホ) 完了又は終了の報告（第 42 条）

認可、届出、海外再投資報告の対象となる対外投資については、投資家は、対外投資の完了または終了の日から 10 営業日以内に、対外投資の完了または終了の状況報告を提出し、関連情報を発展改革部門に通知する。

現行の企業対外投資管理弁法では、完了報告のみである。

- 「対外投資の完了」とは、対外投資に係る建設工事の竣工、投資対象の株式又は資産の引渡し、中国側の投資額の全額支出完了などの状況を指す。
- 「対外投資の終了」とは、投資家が対外投資を実施しなくなったこと、又は対外投資によって形成された海外における所有権、支配権、経営管理権及びその他の関連する権益を保有しなくなったことを指す。

ヘ) 投資家に対する重要事項の照会（第 43 条）

発展改革部門は、対外投資の過程における重要事項について、投資家に対し重要事項照会書を送付することができる。投資家は、重要事項照会書に記載された照会事項および期限に従い、書面により報告しなければならない。発展改革部門は、真に必要であると認める場合、重要事項照会書および投資家が提出した書面による報告を公示することができる。

ト) 対外投資情報の報告（第 44 条・第 45 条）

投資家は、発展改革部門に各種の対外投資情報の報告書を提出し、早期の意思疎通を強化する。投資家は、対外投資に関する情報の未報告、誤報告、報告漏れを発見した場合は、速やかに補足報告または訂正を行う（第 44 条）。

発展改革部門は、投資家から提出された対外投資情報の報告書を受領した後、対外投資及びその関連活動が関連する法律・法規及び政策に適合していないことを発見した場合は、本弁法の第 17 条（上述参照）の規定に基づき、是正命令、定期報告命令、投資計画の調整命令及び対外投資の一時停止命令等の監督管理措置を講じる（第 45 条）。

② 対外投資の保護関連

上記①は、対外投資のモニタリング的な側面であるが、以下は、対外投資を保護するための情報提供や、事後的対応を行うために必要な情報収集の側面がある。

イ) リスク注意喚起（第 52 条）

発展改革部門は、把握している国際・国内の経済社会情勢及びリスク状況に基づき、投資家又は利害関係者に参考となるリスク注意喚起を行うことができる。

ロ) 重大な不利益な状況の報告制度 (第 53 条)

対外投資及びそれにより形成された資産・権益の存続期間中、以下のいずれかの事態が発生した場合、投資家は直ちに重大な不利益な状況に関する報告¹⁰を提出し、関連情報を発展改革部門に通知する。

現行の企業対外投資管理弁法と比較して、重大な不利益の具体例として、相手国による技術データ等の提供や、資産・権益等の譲渡等の要求による国家安全等の概念が追加されている。

- ✓ 派遣要員の重大な死傷、海外資産の重大な損失、中国と関係国との外交関係への損害など；
- ✓ 相手国が技術やデータなどの提供を要求し、それにより中国の国益及び国家安全が脅かされたり損なわれたりするもの；
- ✓ 相手国が対外投資に関連する資産・権益などの譲渡・処分を要求し、それにより中国の国益及び国家安全が脅かされたり損なわれたりするもの。

ハ) 対外投資情報の年次報告制度 (第 54 条)

投資家は、毎年 3 月 31 日までに、対外投資情報年次報告書を提出し、前年末時点における対外投資に関する情報を NDRC に報告する。

投資家が提出した対外投資情報年次報告書に記載された対外投資が、外国の組織・個人による差別的措置の影響を受けた場合、又は外国の組織・個人による不当な剥奪・制限を受けた場合、投資家の要請に基づき、NDRC は、その職責の範囲内で実情を踏まえ、以下の措置のうち一つまたは複数を講じることができる。

- ✓ 当該外国の組織・個人による国内での投資を禁止または制限すること
- ✓ 国内の組織・個人による当該組織・個人との取引、協力等の活動を禁止又は制限すること
- ✓ 投資家およびその対外投資の合法的権益を保護するためのその他の実行可能な措置

ニ) 保護措置 (第 55 条¹¹)

¹⁰ 企業対外投資管理弁法第 43 条では「事態の発生日から 5 営業日以内」とされているが、意見募集稿では「直ちに」と修正されている。

¹¹ 対外投資に関する規定第 24 条と同様。

いかなる国家（地域）、国際組織であれ、国際法および国際関係の基本原則に違反し、投資・経営などの面において中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限又はその他の類似の措置を講じた場合、国家発展改革委員会は、法律に基づき、実際の状況に応じて相応の措置を講じ、投資家及びその対外投資の安全と正当な権益を保護し、国家の海外利益が脅威や侵害を受けないよう保護することができる。

3. おわりに

今般の意見募集稿では、上述のとおり、昨今の情勢に対応するため、既存の企業対外投資管理弁法を見直すものであり、対外投資に関する規定の条項の具体化として、主に対外投資の保護・モニタリングに係る報告制度、監督管理の措置が整備されている。

報告制度では、企業対外投資管理弁法における既存の制度を見直し、報告対象を拡充することがなされていると同時に、今般の意見募集稿において、新たに「年次報告制度」や「事前作業状況報告制度」などが新設されており、対外投資に関するモニタリング機能を強化している。「重大な不利益な状況の報告制度」においては、その具体例として、「相手国が技術やデータなどの提供を要求し、中国の国益及び国家安全が脅かされたり損なわれたりするもの」などが追加されており、技術流出を保護する規定であることがわかる。

本年 6 月 1 日に、国務院が対外投資に関する規定を発表して以降、本年 7 月 22 日には、出入国管理に関する国務院の規定を公布¹²しており（本年 9 月 15 日施行）、輸出管理、技術提供管理等の規定に違反した場合や国家安全を脅かすおそれがある場合に出国禁止措置を講じることができるなど、本年 3 月の米国 Meta による中国 AI 企業 Manus の買収事案の後に、人の移動、貨物、技術・サービスの提供及び投資を通じた技術流出等を目的とした措置が発表されている。

今般の意見募集稿においても、対外投資の側面から当局による対外投資情報の把握等を通じて、様々な政策と相まって、中国における国益や国家安全の確保をしていくものであると想定され、今後の動向を注視していく必要がある。

以上

¹² （CISTEC 解説）《出入国管理に関する国務院の規定》—国家安全を脅かす恐れがある場合に出国不許可（CISTEC サイト 2026 年 8 月 7 日）https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260807.pdf